令和９年度岐阜県立関特別支援学校高等部入学者募集要項

岐阜県立関特別支援学校
関市桐ヶ丘一丁目２番地
TEL（０５７５）２２－４２３８
FAX（０５７５）２２－４２３９

１　募集する学科、学年及び入学定員

部	課　程	学　科	学　年	入学定員
高等部	全日制の課程	普通科	第１学年	おって、県教育委員会において決定する。

２　出願者の資格

肢体不自由者又は病弱者であって、次のいずれか一に該当する者
ア　中学校若しくは義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者
イ　中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和９年３月修了見込みの者（以下、中学及び義務教育学校、中等教育学校の前期課程を中学校という）
ウ　学校教育法施行規則第９５条各号のいずれかに該当する者

３　出願

（１）入学願書等の提出
ア　出願者は、当校所定の入学願書に必要事項を記入し、出願前６か月以内に撮影した上半身の写真（縦４㎝・横３㎝）を所定の欄に貼付し、在学（出身）学校の校長に提出する。なお、他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者にあっては、７に定める承認書を入学願書に添付するものとする。
イ　在学（出身）学校の校長は、調査書を作成し、入学願書とともに出願の期間内に当校の校長に提出しなければならない。
　調査書は、教育課程の実施状況により、調査書Ａ（別記第３号様式）、調査書Ｂ（別記第４号様式）のいずれかを選択して使用するものとする。ただし、令和３年度以前に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者においては、別記第５号様式を使用する。
ウ　その他、当校の校長が入学者選考上必要と認める書類の提出を求めることがある。

（２）出願の期間と受付
　令和９年２月３日（水）から２月５日（金）まで。受付は当校小会議室において、毎日午前９時から午後４時まで行う。
　入学願書の受付と同時に受検票を交付する。なお、出願が郵送の場合は、２月５日の消印を有効とし、簡易書留で交付するため４６０円分の切手を貼付した返信用封筒（長形３号）を同封すること。

（３）出願先学校の変更
ア　出願先学校を変更しようとする者は、１回に限り変更することができる。
イ　変更期間は、令和９年２月８日（月）の１日とし、受付は、午前９時から午後４時までとする。
ウ　出願先学校の変更手続きは、次のとおりとする。
（ア）出願先学校を変更しようとする者は、在学（出身）学校の校長に申し出ること。
（イ）在学（出身）学校の校長は、出願取下願（別記第６号様式）を出願先学校に提出し、出願先学校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を当校の校長に求めること。
（ウ）在学（出身）学校の校長は、変更前の出願先学校の校長から返付された入学願書、調査書等の書類を、変更後の出願先学校の入学願書、調査書等の書類に添付して、変更後の出願先学校の校長に提出すること。

４　検査等の実施

（１）検査等の期日
　令和９年２月１０日（水）

（２）日程及び検査内容

<table>
<tr><td>9:00～9:20</td><td colspan="3">受　　付</td></tr>
<tr><td colspan="2">検査１</td><td colspan="2">検査２</td><td>検査３</td></tr>
<tr><td rowspan="2">9:30～10:15</td><td>学力検査
（国語）</td><td rowspan="3">9:30～10:35
国語　　9:30～10:00
回収配布　10:00～10:05
数学　　10:05～10:35</td><td>学力検査
（国語）</td><td rowspan="3">個別検査</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10:30～11:15</td><td rowspan="2">学力検査
（数学）</td><td rowspan="2">学力検査
（数学）</td></tr>
<tr><td>11:30～12:15</td><td>面接</td><td>10:45～11:30</td><td>面　接</td></tr>
</table>

※学力検査の出題範囲は、検査１は国語・数学とも中学校第３学年までの内容とし、検査２は国語・数学とも小学校第６学年までの内容とする。
※検査３は個別に検査を行う。
※検査１検査２検査３のうちどの検査で受検するかは、教育相談において相談、観察し決定する。

（３）検査当日の持ち物
受検票、上履き、筆記用具（鉛筆、消しゴム）、又は、それに代わる物

５　入学者の選考方法

提出された書類及び実施した検査等の結果に基づいて、総合的に行う。

６　合格者の発表
令和９年２月１８日（木）午前９時に、当校メインエントランスにおいて合格者の受検番号を掲示して発表する。また、在学（出身）学校長に合否の結果を通知する。
合格発表の後、午前９時３０分から入学説明会を実施するため、合格者は受検票を持参の上、保護者同伴で入学者説明会に出席すること。

７　県外からの出願

他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者が当校の高等部へ出願しようとするときは、あらかじめ「岐阜県立特別支援学校出願承認願」（別記第１号様式）を当校の校長に提出し、その承認書（別記第２号様式）を入学願書に添えなければならない。

８　特別な事由による検査等

出願者のうち、検査等の期日に受検できなかった場合は、令和９年３月２６日（金）までに、検査を行うことができる。実施方法及び期日については、教育委員会と協議の上、当該学校の校長が定める。

９　入学者選考に係る情報の提供

受検者本人から請求があった場合には、次の情報の提供を行う。なお、詳細については入学検査当日に連絡する。

学力検査得点情報の提供　　合格発表の翌日から１か月間
調査書情報の提供　　令和９年４月１日から１年間

１０　その他

（１）入学希望者は、事前に保護者とともに教育相談を受けること。
（２）検査当日、付き添いの保護者は、検査開始から終了まで控え室で待機し、受検者の体調の把握やトイレ等の必要な介助を行うこと。
（３）検査当日、やむを得ない事由で欠席又は遅刻をする場合は、在学（出身）学校を通して午前９時までに当校に電話連絡すること。
（４）入学願書及び「岐阜県立特別支援学校出願承認願」（別記第１号様式）については、所定の様式で作成する書類のため、作成について不明な点がある場合は、当校に問い合わせること。
また、調査書Ａ（別記第３号様式）、調査書Ｂ（別記第４号様式）、令和３年度以前に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者が使用する様式（別記第５号様式）及び「岐阜県立特別支援学校出願承認書」（別記第２号様式）については、中学校又は特別支援学校で作成する書類のため、掲載を省略する。